

令和8年第1回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料5

(当 初 発 送 議 案)

		ページ
1	市制施行70周年記念事業について 【第1号議案関係】	市政統括 4
2	土木職初任給調整手当制度の導入について 【第17号議案関係】	総務部 5
3	箕面市報酬及び費用弁償条例等の改正について 【第15号議案関係】	総務部 7
4	地域防犯カメラ整備事業について 【第1号議案関係】	総務部 8
5	パートナーシップ宣誓証明制度の導入について 【第1号議案関係】	人権文化部 10
6	医療費助成受給者証とマイナ保険証の一体化にかかる福祉 医療システム改修事業について 【第1号議案関係】	市民部 11
7	一般廃棄物処理計画策定事業について 【第1号議案関係】	市民部 12
8	箕面都市開発株式会社からの繰上弁済について 【第12号議案関係】	地域創造部 13
9	阪急箕面駅周辺のまちづくりについて 【第1号議案関係】	地域創造部 みどりまちづくり部 14
10	阪急桜井駅周辺のまちづくりについて 【第1・3号議案関係】	地域創造部 みどりまちづくり部 16
11	布ヶ池跡地活用事業の推進について 【第1・2・3号議案関係】	地域創造部 18
12	AIオンデマンド交通実証運行事業の延長について 【第1号議案関係】	地域創造部 19
13	北部地域における箕面有料道路通行料助成及び「はんきゅ うグランドバス70」購入助成について 【第1号議案関係】	地域創造部 20
14	多世代交流センター管理運営事業（臨時）について 【第1号議案関係】	健康福祉部 21
15	介護予防把握事業について 【第5号議案関係】	健康福祉部 22
16	福祉人材確保支援事業について 【第1号議案関係】	健康福祉部 23

令和8年第1回定例会 議案関係資料（各部個別説明案件）

資料5

(当 初 発 送 議 案)

		ページ
17 障害者共同生活支援事業（臨時）について	健康福祉部	25
【第1号議案関係】		
18 障害者就労支援事業について	健康福祉部	27
【第1号議案関係】		
19 障害者地域生活支援事業について	健康福祉部	28
【第1号議案関係】		
20 保健事業・生活習慣病健診実施事業について	健康福祉部	29
【第1号議案関係】		
21 街路樹の植替えについて	みどりまちづくり部	31
【第1号議案関係】		
22 公共施設・街路灯のLED化について	みどりまちづくり部	32
【第1号議案関係】		
23 窓口閲覧システム整備事業について	みどりまちづくり部	33
【第1号議案関係】		
24 林野火災対策用資機材整備事業について	消防本部	34
【第1号議案関係】		
25 大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う企業団規約の 変更について	上下水道局	35
【第13号議案関係】		
26 教頭事務支援員の全校配置について	子ども未来創造局	37
【第1号議案関係】		
27 水泳指導業務委託事業について	子ども未来創造局	38
【第1号議案関係】		
28 AI英語学習教材の導入について	子ども未来創造局	39
【第1号議案関係】		
29 萱野東小学校のプール解体等工事設計委託について	子ども未来創造局	40
【第1号議案関係】		
30 みのお地域クラブ活動推進に伴う条例改正及びグラウンド 照明設備について	子ども未来創造局	41
【第1・18号議案関係】		
31 学校給食費の無償化について	子ども未来創造局	42
【第1号議案関係】		
32 東部地域の子育て支援センターの開設について	子ども未来創造局	44
【第1号議案関係】		

	ページ
33 箕面市立幼保連携型認定こども園条例の改正及び認定こども園整備事業について	子ども未来創造局 45
【第1・22号議案関係】	
34 箕面市子ども・子育て支援条例の改正について	子ども未来創造局 46
【第20号議案関係】	
35 妊婦のRSウイルスワクチンの定期接種化について	子ども未来創造局 47
【第1号議案関係】	
36 箕面市生涯学習審議会条例の改正について	子ども未来創造局 48
【第21号議案関係】	
37 船場におけるアート×まちづくり事業について	子ども未来創造局 49
【第1号議案関係】	
38 第一市民プールリニューアル検討事業について	子ども未来創造局 50
【第1号議案関係】	
39 第一市民野球場及び第二多目的グラウンド改修工事に係る 設計委託について	子ども未来創造局 51
【第1号議案関係】	
40 中央図書館・東図書館の自習室の夜間開室時間の延長について	子ども未来創造局 52
【第1号議案関係】	

市制施行70周年記念事業について

市政統括 秘書室

- ◆ 箕面市は、本年12月1日に市制施行70年を迎えます。この記念すべき日を祝し、市民の皆さまと分かち合うため、記念式典を開催します。
- ◆ 「本のまち 箕面」を掲げ、図書館の貸出冊数日本一を目指し、読書に親しむ取組を進めるため、市制施行70周年記念事業として、著名作家による特別講演会を実施します。
- ◆ 市が主催、共催するイベント等を「市制施行70周年記念」冠事業とし、そのポスター やチラシにロゴマークを付すなど、令和8年度は1年間を通して、市民とともに70周年をお祝いします。

1 予算概要

市制施行70周年記念事業

【歳出】 12,461千円(報償費3,630千円、印刷製本費1,616千円、委託料2,423千円、
使用料 2,023千円 ほか)

2 事業概要

(1)市制施行70周年記念式典

- ①開催日時 :令和8年12月1日(火) 14:00(予定)~
- ②開催場所 :東京建物 Brillia HALL 箕面 大ホール
- ③内容(予定):市の功労者(市民・団体)への表彰状、感謝状贈呈
市に縁あるアーティストによるパフォーマンス等
- ④招 待 者:来賓、功労者のほか、希望する市民を招待
※来場者全員に記念品をお渡し予定

(2)「本のまち 箕面」推進特別講演

- ①開催時期 :調整中
- ②開催場所 :メイプルホール大ホール
- ③内容(予定):講演、トークセッション
多くの市民に本に触れ、読書に親しんでいただくためのきっかけづくり 等
についてご講演いただく予定

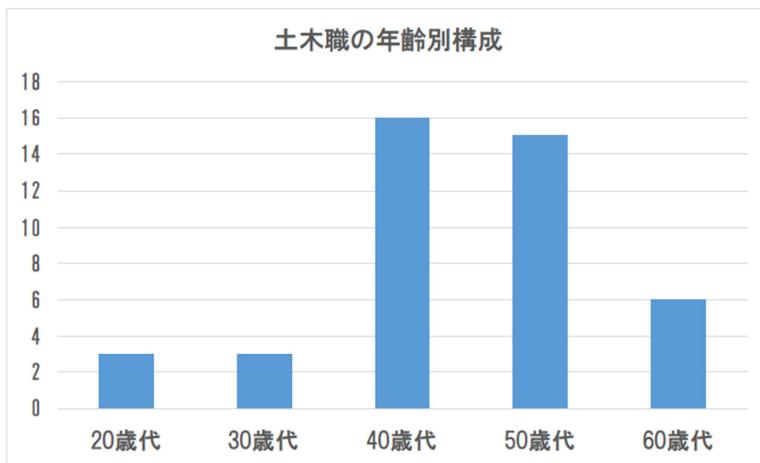
土木職初任給調整手当制度の導入について

総務部 人事室

- ◆ 土木職の採用難は全国的に課題となっており、本市でも新卒枠の応募が少なく、直近3年間で1名の採用にとどまっています。学校訪問など積極的な採用活動やキャリア支援、働き方改革を進めていますが、インフラ維持や技術継承に支障が出る恐れがあります。
- ◆ 給与改善策として、採用から5年間、月最大2万円の初任給調整手当を支給し、大卒初任給は全国トップの約29万円とし、人材確保につなげていきます。

1 土木職の採用状況とこれまでの取り組み

- ・ 土木職の採用難は全国的な課題であり、特に、新卒枠は、応募数の低迷に加えて、合格後の辞退も重なり、過去3年間では1名の採用にとどまっています。
- ・ 学校訪問や出張説明会とともに、採用後の資格取得助成などキャリア形成支援、ワークライフバランス推進による働き方改革も進めているところですが、道路、橋梁、上下水道などインフラの維持管理や土木工事への影響、技術継承に支障が生じかねません。



2 初任給調整手当制度の導入について

- ・ 土木職の給与処遇の改善として、採用から5年間にわたり、1か月最大2万円の初任給調整手当を支給します。

採用後年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満
初任給調整手当	20,000円	16,000円	12,000円	8,000円	4,000円

- ・これにより、本市の大卒初任給は291千円となり、全国1位となる見通しです。
▶大卒初任給(地域手当含む)271,040円+初任給調整手当20,000円
=291,040円
- ・自治体間の人材確保競争において優位に立つことに加えて、基礎自治体として、国に対して慢性的な人材不足の深刻さと国による包括的な土木職の養成・確保等を問題提起する意味も発信していきます。
- ・なお、必要人員数が充足した年度で新規採用者への支給を終了し、翌年度以降は在職者のみの支給とします。

3 財源必要額

- ・令和8年度 約 2,780千円

4 改正する条例

- ・箕面市一般職の職員の給与に関する条例
- ・箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

5 実施時期

令和8年4月1日

箕面市報酬及び費用弁償条例等の改正について

総務部 人事室

- ◆ 附属機関の委員等の報酬の額及び市の機関の求めにより出頭した証人等の実費弁償の額について、社会経済情勢の変化や近隣他市の状況等を踏まえ、改正します。
- ◆ 今後は、概ね5年毎の見直しをルール化し、北摂他市の状況等を踏まえて、必要に応じて改定を行います。

1 条例改正の概要

(1)背景・現状

- ・一般職の職員の給料は、令和7年人事院勧告にあわせ令和6年の3.0%を上回る3.3%の引き上げ、大阪府の最低賃金も過去最高となる63円(6.0%)の増額が続いています。また、消費者物価指数も令和4年後半以降、顕著な上昇傾向が見られます。
- ・一方、本市の審議会や協議会などの附属機関の委員等の報酬は、平成9年度の全体改定以降据え置かれており、北摂他市と比べても低水準となっています。

(2)報酬等改定の内容

- ①附属機関委員の報酬について、日額7,400円(会長は8,300円)から800円増額し、日額8,200円(会長は9,100円)に改定します。
 - ・日額7,400円とは異なる金額を設定している職についても、ボートレース事業運営審議会などを除き、当該改定率(会長9.6%・委員10.8%)を適用して改定します。
 - ・教育委員会委員など行政委員会の委員は、従来どおり市長など特別職の給料改定にあわせることとし、改定を見送ります。
- ②市の機関の求めにより出頭した証人等の実費弁償、日額7,400円を、報酬改定に準じて、日額8,200円に改定します。
※今後は、概ね5年毎に見直しを行うことをルール化し、北摂他市の状況等を踏まえて、必要に応じて改定を行います。

(3)人件費影響額 約250万円/年

2 改正する条例

- ・箕面市報酬及び費用弁償条例
- ・箕面市実費弁償条例
- ・箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例

3 施行日

- ・令和8年4月1日施行

地域防犯カメラ整備事業について

総務部 市民安全政策室

- ◆ 自治会防犯カメラの多くが平成27、28年度に設置しており、設置後10年（平均故障期間11年）を迎えており、自治会から、防犯カメラの更新方法の相談があります。
- ◆ 自治会カメラ設置補助制度については、新設時の補助はありますが、更新時の補助制度がないため、新たに、補助制度に「更新」する場合の補助率を設けます。
- ◆ 既設自治会防犯カメラの「更新」の場合の補助率は、既設カメラからの距離を問わず、補助対象経費の「8割」とし、令和8年度は10台分の更新を見込みます。

1 予算概要

地域防犯カメラ整備事業

防犯カメラ設置補助金 8,951 千円

【内訳】 「新設」分:5,711 千円(23 台分)

「更新」分:3,240 千円(10 台分)

2 自治会防犯カメラの概要

(1)自治会防犯カメラの設置促進策として、平成27、28の2箇年に限り、9割補助を実施

(2)現在の補助対象経費上限額

・有線通信方式:300,000 円、無線通信方式:405,000 円

(3)補助率

【現行】 ※「新設」補助

・自治会新規結成から2年以内の自治会:補助対象経費の9割

・設置予定箇所から半径75m以内に、既設カメラがない場合:補助対象経費の8割

・設置予定箇所から半径75m以内に、既設カメラがある場合:補助対象経費の4割

【追加】 ※「更新」補助

・市補助金を受けて設置した防犯カメラの更新:補助対象経費の8割

(4)R7年度自治会カメラ申請状況

11自治会 21台(8割補助:7台、4割補助:14台)

【参考】令和6年度末の市内防犯カメラの設置状況

通学路カメラ	公園カメラ	自治会カメラ	総数
829 台	311 台	885 台	2,025 台

3 防犯カメラ設置による効果

自治会が安価な価格で更新が可能となり、現行台数を維持することで、犯罪発生件数の減少及び市内の防犯力向上に繋がります。

街頭犯罪認知総数	箕面市	対26年比	大阪府	対26年比	備考
平成26年	585	100%	73,534	100%	
平成27年	544	93%	63,090	86%	
平成28年	391	67%	58,245	79%	
平成29年	349	60%	49,669	68%	
平成30年	262	45%	43,279	59%	
令和元年	234	40%	36,424	50%	
令和2年	179	31%	28,023	38%	コロナ禍
令和3年	178	30%	25,708	35%	コロナ禍
令和4年	186	32%	29,236	40%	コロナ禍
令和5年	355	61%	34,000	46%	
令和6年	223	38%	33,620	46%	

パートナーシップ宣誓証明制度の導入について

人権文化部 人権施策室

- ◆ 多様な生き方や家族の在り方を尊重し、市民一人ひとりが自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指すため、性的マイノリティ当事者の方がお互いを人生のパートナーとすることを宣誓した事実を、市が公に証明する制度を導入します。
- ◆ 制度の導入により、人権を尊重し多様性を認める社会を目指す市の姿勢を示すとともに、市内での手続きが可能となり利便性が向上します。

1 予算概要

男女協働参画計画推進事業(一部)

【歳出】需用費 54 千円(カード用紙・フィルム、窓口案内・啓発チラシ作成)

備品購入費 35 千円(カラープリンター)

2 制度概要

(1) 対象者

成年に達している2人(双方・いずれか一方が市内に在住しているか、転入を予定している方々)が対象。配偶者がなく、他の者とパートナーシップ関係にないこと等が要件

(2) 宣誓の方法

事前予約により、市役所第三別館において実施。宣誓が確認された後に、パートナーシップ宣誓証明カード(複数のデザインから選択)を交付

(3) 宣誓により利用可能な行政サービス

市営住宅の入居資格、市立病院での手術等の同意、犯罪被害者への支援、市立の保育所・認定こども園では家族として対応

(4) その他

・手続きを定めるために、市訓令「箕面市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定します。

・対象者の転入・転出時の手続きが簡素化される「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入します。

3 施行日

令和8年4月1日

医療費助成受給者証とマイナ保険証の一体化に かかる福祉医療システム改修事業について

市民部 介護・医療・年金室

- ◆ 国は、自治体と医療機関・薬局等をオンラインでつなぎ、マイナ保険証一枚で医療費助成の資格確認ができる取組を進めており、令和8年度中の全国展開を目指しています。
- ◆ これによりマイナンバーカード、保険証、医療費助成受給者証が一体化され、市民は医療機関等でマイナ保険証を提示するだけで医療費助成を受けられることから、本市においても令和9年3月の導入に向けシステム改修を行います。

1 予算概要

福祉医療システム改修事業

【歳出】 委託料 6,635 千円

【歳入】 国庫補助金 3,317 千円 補助率1／2

2 事業概要

子どもの医療、重度障害者医療、ひとり親家庭医療費助成の受給者証とマイナ保険証との一体化を行うため、福祉医療システムを改修します。

(1)市民へのメリット

マイナ保険証を登録したマイナンバーカードを提示するだけで、医療費助成を受けることができ、受給者証を持参する手間が軽減できます。

(2)自治体、医療機関等へのメリット

- ・オンラインで医療費助成の資格情報が確認ができることで資格過誤請求が減少し、医療費の請求・支払い事務、受給者証忘れによる自治体での償還払いの事務負担が軽減されます。
- ・医療機関等では、医療費助成の資格確認に関する事務や受給者証情報の手動入力の負荷が軽減されます。なお、医療機関におけるシステム改修が必要。（国の助成あり）

3 今後の予定

- ・令和8年5月 医師会等への説明・周知
- ・令和8年11月～令和9年1月 医療費助成システムの改修
- ・令和9年2月 市ホームページ・広報紙等による周知
- ・令和9年3月 運用開始

一般廃棄物処理計画策定事業について

市民部 環境整備室

- ◆ 一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく必置の計画で、市におけるごみ発生量や処理量の見通しを立てたうえで、ごみの排出抑制や分別、処理施設の整備等について、基本的な方針を明らかにするものです。
- ◆ 平成30年度に策定した同計画が令和9年度に目標年度を迎えるため、次期計画を策定します。
- ◆ 策定にあたっては、現計画の実施状況の検証、廃棄物を取り巻く環境の変化や人口の変動等を踏まえたごみ発生量・処理量の推計、ごみの組成分析の実施を行い、それらを踏まえた今後のごみ収集、分別、リサイクル、さらにはごみ処理施設のあり方の検討を経て、策定します。

1 予算概要

一般廃棄物処理計画策定事業(債務負担行為:R8~R9の2年間)

【歳出】委託料 総額 11,319 千円

(令和8年度 6,028 千円、令和9年度 5,291 千円)

2 次期一般廃棄物処理計画策定の主な論点

- ・鉄道延伸等に伴うまちの変化、人口変動や高齢化、ライフスタイルの変化に伴う排出量・組成の変化等への対応
- ・ごみ収集の新たなニーズへの対応や更なるリサイクル推進
- ・長寿命化や火災対策等を含めた、ごみ焼却施設の今後のあり方の検討
- ・最新の法制度、国・府方針への対応

3 今後の予定

- ・令和 8年 5月 : 廃棄物減量等推進審議会諮詢
- ・令和 8年 5月以降 : 組成分析の実施、現計画の検証、骨子の検討等
- ・令和 9年 3月 : 次期計画の骨子決定
- ・令和 9年 4月以降 : 骨子に基づく計画素案の策定作業
- ・令和 9年11月 : 計画素案の決定
- ・令和 9年12月 : パブリックコメントの実施
- ・令和10年 3月 : 廃棄物減量等推進審議会答申、計画策定・公表

箕面都市開発株式会社からの繰上弁済について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 箕面都市開発株式会社(以下、「会社」という。)は、特定調停以降、堅調な経営により、計画どおりの債務の弁済を行っています。
- ◆ 本年1月5日、会社より、経営のさらなる安定化を図るため、「みのおサンプラザ1号館」の所有床売却により得た資金を活用した債務の一部繰上弁済の申し出がありました。
- ◆ 市は、専門家の意見を踏まえ、繰上弁済による会社への影響を検証した結果、特定調停に基づいた新たな弁済計画に合意することとし、金銭による繰上弁済を受けます。

1 繰上弁済概要

本市に対する2件の債務のうち、債務2(当初借入元本4億円)にかかる令和7年度分弁済後の残元本1億6,809万1,099円の全額を令和8年4月1日に繰上弁済します。

2 会社の経営状況

- (1)平成23年の特定調停後の経営は堅調に推移し、過去2回(令和2年度及び4年度)の繰上弁済(代物弁済)を経て、この間、特定調停で示された期末資金残高・純資産額を大きく上回る実績であり、弁済計画(市貸付金の返済)を着実に実行しています。
- (2)令和6年度の「みのおサンプラザ1号館」の所有床の売却により、期末資金残高が大きく増加しています。

3 繰上弁済による会社への影響の検証

会社から提示された財務諸表や新たな弁済計画等について、公認会計士に分析を依頼し、今後の特定調停条項の履行や資金計画の経済合理性等について、次の意見を得ました。

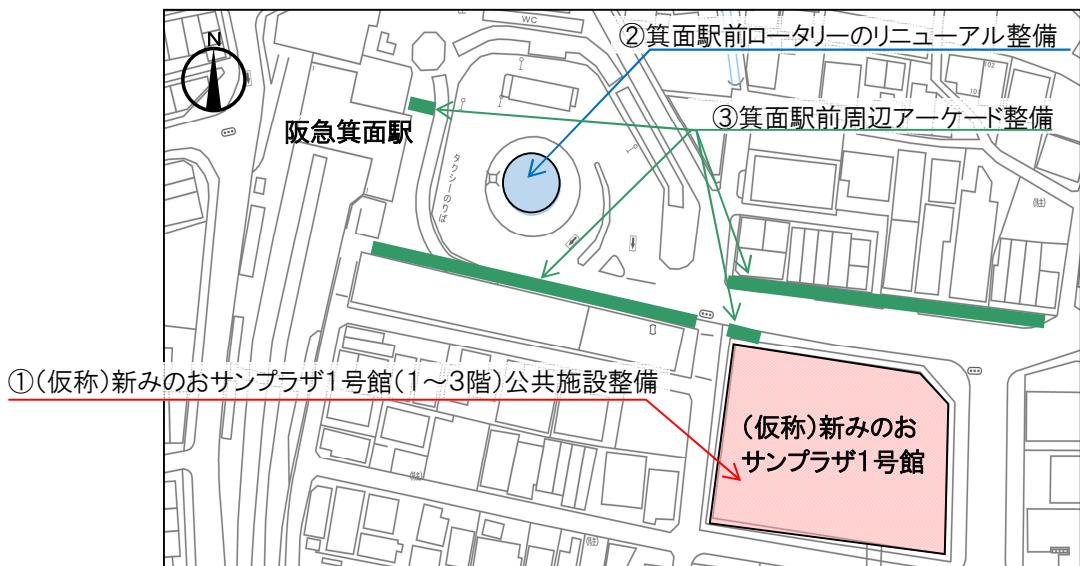
- ・特定調停成立以降、黒字決算が続くなど、安定した事業実績をあげており、繰上弁済後の各事業の売上予測や経費予測も妥当と思われ、利益計画の達成可能性が高い。
- ・今回の繰上弁済は、資産売却により得た資金を活用するものであり、繰上弁済後も運転資金を十分に確保できるため、今後の調停条項の履行に問題がない。
- ・繰上弁済により、将来の金利負担軽減につながるため、経済的合理性が認められる。資金を運用する方法もあるが、運用リスクがある上、道義的にも繰上弁済が妥当。

この意見を踏まえ、市は、特定調停に基づいた新たな弁済計画に合意することとし、金銭による繰上弁済を受けます。

阪急箕面駅周辺のまちづくりについて

地域創造部 地域活性化室
みどりまちづくり部 道路整備室

箕面駅周辺の活性化を図るため、にぎわい創出の核施設となる(仮称)新みのおサンプラザ1号館の整備や、駅前ロータリーのリニューアルに必要な予算を計上します。



1 令和8年度当初予算概要

箕面駅前活性化推進事業(継続費)

【歳出】

①(仮称)新みのおサンプラザ1号館(1~3階)公共施設整備

・建物購入費(前払い分)	253,040 千円
・工事請負費(新規建物内装整備費(前払い分))等	415,503 千円
・委託料(アンケート調査委託費、設計支援委託等)等	29,778 千円

②箕面駅前ロータリーのリニューアル整備

・委託料(モニュメント等設計)	9,100 千円
-----------------	----------

③箕面駅前周辺アーケード整備

・工事請負費(アーケード整備費)等	104,396 千円
-------------------	------------

合計 811,817 千円

【歳入】

国補助金(1/2 補助) 212,200 千円

2 繼続費の補正予算概要（追加発送予定）

箕面駅前活性化推進事業（継続費）

◆歳入歳出予算補正

【歳出】

- ・建物購入費（工程変更と国費内示に合わせた年度間調整） ▲298,698 千円
- ・委託料（新規建物内装設計、アーケード設計）の契約差金による減額 ▲21,390 千円
- 合計 ▲320,088 千円

【歳入】

- 国補助金（1/2 補助） ▲197,400 千円

◆継続費補正

【歳出】

- ・新規建物内装整備費、アーケード整備費、工事監理委託の追加 +1,432,117 千円
- ・ロータリーリニューアルに伴う委託料（モニュメント等設計）の追加 +9,100 千円
- ・取得する床面積の確定に伴う建物購入費の減額 ▲337,410 千円
- ・委託料（内装設計及びアーケード設計）の契約差金による減額 ▲58,807 千円
- 変更前：4,154,890 千円 ⇒ 変更後：5,199,890 千円 +1,045,000 千円

【歳入】

- 変更前：1,268,750 千円 ⇒ 変更後：1,161,300 千円 ▲107,450 千円

3 今後のスケジュール

- ・令和 8 年度：新規建物の床取得契約、新規建物内装工事及びアーケード工事の開始
- ・令和 9 年度：モニュメント等整備工事の開始
- ・令和 9 年度末：新規建物のオープン

阪急桜井駅周辺のまちづくりについて

地域創造部 地域活性化室
みどりまちづくり部 道路整備室、用地室

- ◆ 阪急桜井駅南改札口整備は、南側から駅へのアクセス向上、周辺の安全対策を目的に、権利者の方々との交渉を進めているところです。
- ◆ 今般、改札口整備に係る事業用地の取得について、権利者の方々に概ねの合意が得られたことから、令和7年度予算を減額補正し、改めて用地面積に合わせた費用を令和8年度当初予算に計上します。
- ◆ また、南改札口整備と合わせて、市道桜井停車場2号線の両側に歩行空間を整備する安全対策等についても、必要な予算を計上します。



1 令和8年度当初予算概要

【歳出】

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ① 桜井駅南改札口等設置支援事業(継続費)(地域活性化室) | |
| ・補助金(阪急電鉄への補助等(実施設計)) | 21,600 千円 |
| ② 特別会計公共用地先行取得事業(地域活性化室) | |
| ・土地購入費 | 117,900 千円 |

③	桜井駅南改札口等用地取得事業(用地室)	
·	補償金(建物等移転補償)	98,197 千円
·	委託料(補償調査、測量調査及び鑑定)	1,624 千円
④	桜井駅南改札口等整備事業(道路整備室)	
·	工事請負費(市道桜井停車場2号線等安全対策)	44,927 千円
·	補償金(電柱移設)	8,723 千円
		<u>合計 292,971 千円</u>

【歳入】

国補助金(5.5／10 補助)	<u>86,809 千円</u>
-----------------	------------------

2 挿正予算概要（追加発送予定）

【歳出】

◆一般会計

①	桜井駅南改札口等設置支援事業(地域活性化室)	
·	補助金(工程の変更に伴う阪急電鉄への補助金の減額)	▲109,956 千円
②	桜井駅南改札口等用地取得事業(用地室)	
·	補償金(契約時期の変更に伴う建物等移転補償金の減額)	▲36,525 千円
③	桜井駅南改札口等整備事業(道路整備室)	
·	工事請負費等(工程の変更に伴う減額)	▲34,726 千円

◆特別会計公共用地先行取得事業(地域活性化室)

·	土地購入費(契約時期の変更に伴う減額)	▲87,200 千円
	<u>合計 ▲268,407 千円</u>	

【歳入】

国補助金(5.5／10 補助)	<u>▲37,622 千円</u>
-----------------	-------------------

3 今後のスケジュール

- ・令和8年度：用地契約締結、実施設計開始、桜井停車場2号線等の道路整備工事開始
- ・令和9年度：改札口設置工事開始～供用開始(令和9年12月)

布ヶ池跡地活用事業の推進について

地域創造部 地域活性化室

- ◆ 「箕面船場阪大前駅」の西に位置する未利用地である布ヶ池跡地を市が取得し、「みどりあふれる広場」としての整備を目指します。
- ◆ 国の都市構造再編集中支援事業(箕面市船場東地区)の補助金を活用し、「緑あふれる 突き抜けるブランド力あるまち」の実現、および質の高い公共空間を確保します。
- ◆ 当該地の特性やポテンシャルを最大限に活かすため、令和8年度は用地の先行取得や、具体的な施設や整備手法の検討を行います。

1 予算概要

(1) 特別会計 公共用地先行取得事業費

【歳出】 土地購入費 1,171,200 千円

【歳入】 市債・一般会計繰入金(調整分) 1,171,200 千円

※国補助金(1/2補助)を活用予定

(2) 一般会計 布ヶ池跡地活用事業

【歳出】 基本計画策定業務委託料 10,321 千円

鑑定評価・土地測量委託料ほか 1,357 千円

※別途特別会計において、関連予算あり。

2 令和8年度事業の概要

- 事業用地を先行取得し、箕面市における財産区運営要綱に基づき、財産区財産布ヶ池跡地の処分金のうち、10分の8に相当する額を特別会計に計上して財産区の公共事業等に要する経費に充当し、10分の2に相当する額を一般会計に充当します。
- 基本計画を策定し、官民連携手法の導入や公の施設としてのあり方など、持続可能な緑地運営に向けた最適な整備手法を検討します。

3 スケジュール(予定)

- 令和8年度:用地取得、基本計画策定(事業手法の検討を含む)
- 令和9年度以降:事業手法の検討を踏まえ、順次設計・工事を実施

4 位置図



AI オンデマンド交通実証運行事業の延長について

地域創造部 交通政策室

- ◆ 令和6年12月19日から令和8年3月31日を対象期間として、「箕面・新稻地域周辺」「粟生間谷・彩都地域周辺」において、AI オンデマンド交通「のるーと箕面」の実証運行を行っています。
- ◆ 実証開始後のアンケート調査において、利用満足度の高さや、外出意欲向上への寄与等が確認されており、地域の移動ニーズに一定対応できている一方、利用者数の伸びが低調で、運行コストが大きいといった課題があります。登録者数は堅調に増加を続けており、さらなる利用促進に努めることで利用者数が増加する可能性もあることから、事業の見極めのため、令和9年3月末まで実証運行を延長します。
- ◆ なお、延長にあたっては、地域と連携した周知やミーティングポイントの増設等の利用促進と併せて、収支改善の一環として運行内容の一部見直しを行います。

1 予算概要

【歳出】 AI オンデマンド交通実証運行事業業務委託 65,710 千円

【歳入】 運賃収入 3,600 千円

2 運行内容の一部見直し

	見直し前(現行)	見直し後	備考
運行時間	平日・土日祝とも 7:30～19:00	平 日:7:30～19:00 土日祝:9:00～19:00	利用の少ない土日祝の朝の時間帯を縮小
電話予約 受付時間	7:00～19:00	9:00～17:00	利用の少ない朝夕の時間帯を縮小

3 令和8年度スケジュール（予定）

4月 実証運行の延長(ミーティングポイントの増設、運行内容の一部見直し)

11月 延長後の運行実績を踏まえて、令和9年度以降の運行是非について判断

北部地域における箕面有料道路通行料助成及び 「はんきゅうグランドパス 70」購入助成について

地域創造部 交通政策室

- ◆ 止々呂美・箕面森町地域の住民にとって、箕面有料道路(箕面グリーンロード)は日常生活に欠かせない道路であるため、当地域の住民を対象とした通行料助成を開始します。
- ◆ 併せて、同地域における阪急バス箕面森町線の利用者に対しては、「はんきゅうグランドパス70(70歳以上専用定期券)」の購入助成を行い、自家用車・路線バスとも、移動にかかる経済的負担を軽減し、市内交通格差の解消を進めます。

1 予算概要

【歳出】 ①箕面有料道路通行料助成事業 (箕面有料道路通行料助成)

・印刷製本費	128 千円
・受付審査委託等	4,914 千円
・助成金	73,600 千円 (2,000 世帯×2 回×184 日×100 円)

②市内公共交通整備事業 (はんきゅうグランドパス70購入助成)

・印刷製本費	11 千円
・通信運搬費	74 千円
・制度周知案内配布業務委託	71 千円
・助成金	3,350 千円 (70 歳以上 335 名×10,000 円)

2 制度概要

	【箕面有料道路通行料助成】	【はんきゅうグランドパス70購入助成】
助成対象	止々呂美・箕面森町住民 ※普通車・軽自動車(自動二輪含む) のETC 利用に限る	70 歳以上の止々呂美・箕面森町住民
助成額	通行 1 回につき 100 円 (1 世帯あたり年 730 回まで) ※1 日 1 往復を想定した上限設定 ※令和 8 年度は、周知期間を設ける ため 7 月～12 月の通行分が対象 (184 日分・年 368 回まで)	1 年定期……53,600 円のうち 10,000 円 6 ヶ月定期…29,700 円のうち 5,000 円 3 ヶ月定期…15,700 円のうち 2,500 円 ※令和 8 年 4 月以降の購入分が対象 ※公共交通の利用促進の観点から、恒 常に利用するかたを対象とするた め、1 ヶ月定期は対象外
申請方法	1 月～12 月のETC 通行証明を添え て翌年 1 月に電子申請 ※令和 8 年度は 7 月～12 月分	はんきゅうグランドパス 70 の購入証明を 添えて電子申請 ※申請の詳細は検討中

多世代交流センター管理運営事業（臨時）について

健康福祉部 高齢福祉室

市立多世代交流センター（稻ふれあいセンター）の浴場スペース（休止中）について、浴場機能を廃止し、新たに「文化系多目的室」「運動系多目的室」への再整備を行います。

1 予算概要

多世代交流センター管理運営事業（臨時）

【歳出】 委託料（浴場スペース再整備設計委託）ほか 9,440 千円

2 実施概要

- ・多世代交流センターの浴場スペース（コロナ禍により令和2年2月から休止）について、利用者ニーズや指定管理者の意見、利用者団体等へのヒアリング結果をふまえ、高齢者の活動場所や地域交流の場を拡大するため、浴場機能を廃止し、新たに「文化系多目的室」「運動系多目的室」の2室として再整備します。
- ・令和8年度に再整備工事に係る設計委託等を実施し、令和10年1月の利用開始をめざします。

●文化系多目的室

防音仕様で、カラオケやコーラス、楽器演奏などの音楽活動等に使用できる部屋として整備します。

●運動系多目的室

人工芝仕様で、パターゴルフやモルックなど、現在の多世代交流センターでは行われていない新たなスポーツや、屋上で活動しており、酷暑日には活動を中止しているゲートボール等の練習に使用できる部屋として整備します。また、子どもが安全に遊べる場所としても活用し、多世代交流を促進します。

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和8年4月 入札
- ・令和8年5月～11月 設計委託
- ・令和8年12月 再整備工事に係る補正予算の提案
- ・令和10年1月 利用開始（予定）

介護予防把握事業について

健康福祉部 高齢福祉室

介護予防事業のターゲット層である前期高齢者の実態把握を行う調査を実施し、調査により判明したハイリスク者への個別アプローチを行うことで、状態像に応じた効果的な働きかけの手法や介護予防事業の検証・分析を行います。

1 予算概要

介護予防把握事業

【歳出】 委託料(介護予防事業対象者把握業務委託) 3,465 千円

【歳入】 地域支援事業交付金ほか 3,031 千円

2 事業概要

- ・市内在住の前期高齢者(要介護・要支援認定者、総合事業対象者を除く自立のかた)を対象とした調査を実施し、介護予防事業のターゲット層の実態把握を行います。
- ・回答者のうち、運動機能面や認知機能面においてリスクが高く、要介護や要支援に至る可能性が高いと判定されたかたに対し、ハイリスクアプローチとして、必要な介護予防の取組の提案や支援を行うことで、働きかけの効果にかかる検証・分析を行います。
- ・ハイリスクアプローチの結果を含めた調査結果の分析により、市が実施する介護予防事業の効果を検証し、事業の適切な見直しに活用します。
- ・この調査は、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から、各計画期間ごとに実施しており、経年比較結果を含め、令和8年度に実施する第10期計画策定の資料として活用します。

【調査概要(予定)】

調査手法:調査票の郵送による

調査対象者:市内在住の前期高齢者(65~74歳)3,000人(無作為抽出)

※要介護・要支援認定者、総合事業対象者を除く。

調査内容:基本チェックリストのチェック項目等による運動機能・認知機能のリスク状況把握、生活機能・栄養状態・口腔機能・閉じこもり・うつ等の状況把握、外出状況等の把握

福祉人材確保支援事業について

健康福祉部 高齢福祉室・障害福祉室

- ◆ 介護保険・障害福祉サービス等により市民生活を支える福祉人材の確保のため、資格取得にかかる研修を受講し、市内事業所で勤務したかたを対象に「資格取得補助金」と「就職支援補助金」を支給します。
- ◆ 就職支援セミナーの開催や周知広報により、高齢者支援・障害者支援の仕事にかかる理解啓発・就労促進を図ります。

1 予算概要

(1) 福祉人材確保支援事業(高齢福祉)

【歳出】 委託料(広報チラシ作成業務委託) 99 千円

使用料(セミナー等会場使用料) 50 千円

補助金 資格取得補助金 1,750 千円 (70 千円×25 人分)

就職支援補助金 3,150 千円 (150 千円×21 人分)

(2) 福祉人材確保支援事業(障害福祉)

【歳出】 補助金 資格取得補助金 350 千円 (70 千円×5 人分)

就職支援補助金 600 千円 (150 千円×4 人分)

2 事業概要

(1) 資格取得補助金・就職支援補助金の支給

・介護保険・障害福祉サービス等における福祉人材の確保が全国的に大きな課題となっている状況をふまえ、市内の福祉人材不足の解消をめざし、「資格取得補助金」と「就職支援補助金」の制度を新たに創設します。

① 資格取得補助金

介護職員初任者研修を受講・修了し、市内事業所に就労したかたを対象に、研修受講費用相当額(最大7万円)を補助金として支給します。

② 就職支援補助金

上記①の支給対象者のうち、市内事業所にて延べ320時間以上(週20時間勤務の場合、4か月に相当)就労したかたを対象に、就職応援金として一律15万円を支給し

ます。

- ・①②を合わせた対象者一人あたりの最大支給額22万円は、福祉人材確保事業としては大阪府内最高額です。

(2) 福祉人材確保のための広報・啓発の実施

- ・広報チラシの作成・配布、市広報紙の活用等により、高齢者支援・障害者支援の仕事にかかる理解啓発を図ります。
- ・近隣市や関係機関等と連携し、福祉の仕事に関する就職支援セミナー等を開催します。

障害者共同生活支援事業（臨時）について

健康福祉部 障害福祉室

重度障害者対応グループホームの整備を促進するため、箕面市障害者グループホーム補助金を見直し、施設整備費補助金を拡充します。

1 予算概要

障害者共同生活支援事業（臨時）

【歳出】 障害者グループホーム補助金 7,800 千円

2 障害者グループホーム補助金（施設整備費補助等）の拡充

- ・重度障害者が入居するグループホームに、設置が義務づけられているスプリンクラー等の消防設備費用を補助対象経費に追加し、新規開設時補助を最大 5,100 千円に拡充。
- ・既存グループホーム入居者の重度化対応にかかる建物改修費用等を補助対象経費に追加。

3 見直し後の補助要件・補助内容

(1)補助対象要件

- ・1年以上のサービス提供実績がある運営法人による、賃貸物件のグループホーム
- ・定員の4分の3以上が、箕面市が援護する利用者
- ・定員の2分の1以上が重度障害者（区分4、区分5、区分6） 等

(2)新規開設のグループホームに対する補助金

区分	①施設整備費	②スプリンクラー整備費
補助対象経費	建物の改修、重度障害者のためのバリアフリー等改修工事費用	スプリンクラー等の消防設備設置費用
補助基本額	上限 1,800 千円	1,000 千円 × 入居定員 (上限 5,000 千円)
補助率	4 分の 3	4 分の 3
補助額	最大 1,350 千円	最大 3,750 千円

※①施設整備費と②スプリンクラー整備費を合わせて最大 5,100 千円を補助

(3)既存のグループホームに対する補助金

区分	①入居者の重度化対応に係る改修費補助	②スプリンクラー整備費
要件	箕面市が援護する現入居者の障害支援区分が区分4以上に上がる見込であること	スプリンクラー設置にかかる国の社会福祉施設整備費補助金の事前協議を行った結果、不採択であること
補助対象経費	建物の改修、重度障害者のためのバリアフリー等改修工事費用	スプリンクラー等の消防設備費用
補助基本額		上限 1,800 千円
補助率		4 分の 3
補助額		最大 1,350 千円

障害者就労支援事業について

健康福祉部 障害福祉室

一般就労が困難な職業的重度障害者の就労の場である社会的雇用事業所への助成について、障害者の支援を行う援助者賃金にかかる助成単価を改定し、人材確保を図ります。

1 予算概要

障害者就労支援事業

【歳出】 障害者雇用助成補助金 113,493 千円

2 事業概要

(1)助成の概要

(一財)箕面市障害者事業団を通じ、社会的雇用事業所3か所(豊能障害者労働センター、障害者の働くパンハウス・ワークランド、箕面市障害者共働事業所たんぽぽ)に補助金(障害者助成金、援助者助成金、作業設備等助成金)を交付します。

・障害者助成金(障害者賃金への助成)	69,981 千円
・援助者助成金(援助者賃金への助成)	30,612 千円
・作業設備等助成金(設備・運営等への助成)	12,900 千円

(2)援助者助成金の改定内容

昨今の人件費の上昇のなか、人材確保を図るため、現行制度開始当初(平成9年度)から用いている援助者助成金の単価を、国の賃金構造基本統計調査結果を踏まえ、以下のとおり改定します。

- ・R7 年度まで: 月 150,000 円×3／4 を助成
- ・R8 年度から: 月 283,500 円×3／4 を助成

障害者地域生活支援事業について

健康福祉部 障害福祉室

- ◆ 障害者の情報コミュニケーションに関する理解促進のため、市内小中学校で手話言語理解促進授業を実施します。
- ◆ 聴覚障害者が市役所に問い合わせする際、手話通訳オペレーターを通じて電話で会話できる「手話リンク」を導入します。

1 予算概要

障害者地域生活支援事業

【歳出】	報償金	2,227 千円 (うち、授業講師謝礼 450 千円)
	通信運搬費	85 千円 (うち、手話リンク通話料 12 千円)
	委託料ほか	22,299 千円
【歳入】	国庫支出金	6,092 千円
	府支出金	3,045 千円

2 事業概要

(1)手話言語理解促進授業の実施

- ①概要 外部講師により、手話の魅力を体験し、多様なコミュニケーション手段や相互理解の大切さを学ぶ授業を実施します。
- ②対象 実施を希望する市内小中学校(3校予定)の児童生徒
- ③内容 実施校・講師と調整し、対象年齢に応じた授業内容を決定

(2)手話リンクの導入

- ①概要 市ホームページ上の「手話リンク」の専用ボタンをクリックすると、電話リレーサービスの専用サイトに接続し、手話通訳オペレーターを介して、市役所の窓口と電話で会話ができます。
- ②対象 手話で電話を利用する聴覚障害者等
- ③費用 通話料 16.5 円/分 (市が負担)

保健事業・生活習慣病健診実施事業について

健康福祉部 地域保健室

- ◆ 現在、無料で実施している市民歯科健診について、16歳から指定医療機関で健診を受診可能にするほか、対象者を20歳から74歳の偶数年齢のかた等に拡大します。また、全ての対象者に虫歯検査、歯周病検査を実施するなど、受診しやすい環境を整えます。
- ◆ 現在、無料で実施しているがん検診について、精密検査が必要となったかた(要精検者)の精検受診状況を把握し、未受診者に対して市からも受診勧奨することで、精検受診率の向上を目指します。
- ◆ 特定健診及び基本健診において、健診後、勧奨されているにもかかわらず、保健指導を未利用のかたや医療機関を未受診のかたに対し、栄養士や保健師による相談と再勧奨を行います。また、基本健診の対象者16歳から39歳の若年層に対しても保健指導等を実施し、生活習慣病の予防に注力します(ウェルネス(けんこう)サポート)。

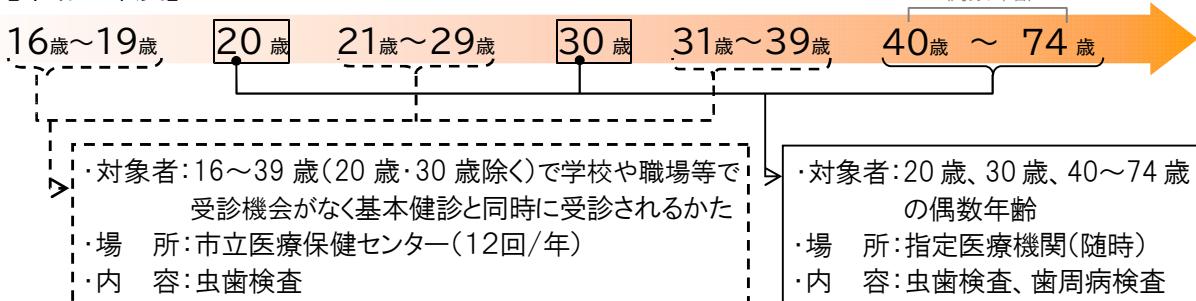
1 予算概要

・保健事業	【歳出】委託料等	36,056 千円
	【歳入】国・府補助金(健康増進対策事業費補助金等)	10,934 千円
・生活習慣病健診実施事業(特定保健指導)		
	【歳出】委託料等	430 千円
	【歳入】府補助金(保険給付費等交付金等)	430 千円

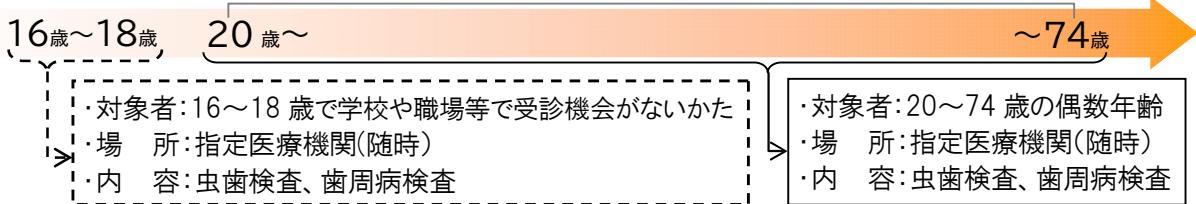
2 令和7年度からの主な変更点

(1)市民歯科健診

【令和7年度】



【令和8年度】



(2)がん検診における要精検者に対する精密検査(精検)の受診勧奨

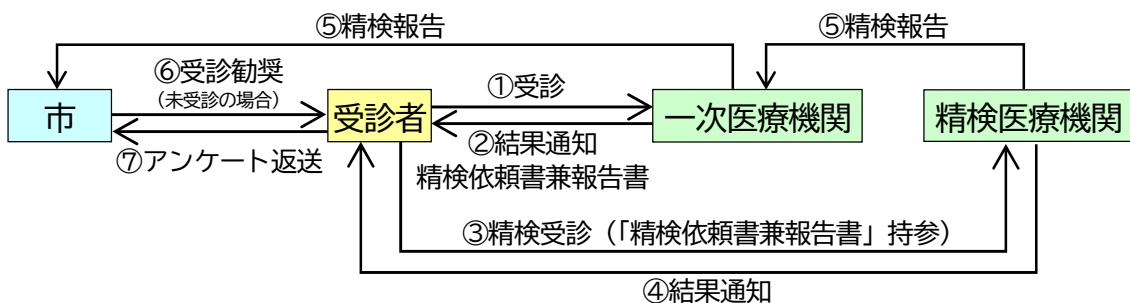
【現在の受診勧奨方法】

- ・一次医療機関から、検査結果の通知と精検の受診勧奨を直接行う

【令和8年度からの受診勧奨方法】

- ・一次医療機関から、一次の検査結果を通知するとともに、紹介状の役割も持つ「精検依頼書兼報告書」を発行し、精検の受診勧奨を直接行う…②
- ・精検受診(③)後、精密検査医療機関は、要精検者に対して精検の結果を通知加えて、「精検依頼書兼報告書」により、精検の結果を一次医療機関を通じて市へ報告…④⑤
- ・市は、精検の受診状況を把握し、未受診者に精検の受診勧奨を行う…⑥⑦

＜要精検者に対する受診勧奨の流れ＞



(3)特定健診、基本健診後のフォロー(ウェルネス(けんこう)サポート)の概要

※下線部:令和8年度から新たに実施

①特定健診後のフォロー(健診対象者:40~74歳の市町村国保加入者等)

【保健指導に繋げるためのフォロー(要保健指導対象者)】

- ・郵送により、保健指導の利用を勧奨。その後も保健指導未利用のかたに対し、電話(栄養士)により、健康相談と再度の利用勧奨を実施。
- ・医療保健センターでの健診受診者は、健診当日に栄養士が直接、保健指導の利用を勧奨。その後も保健指導未利用のかたに対し、電話(栄養士)により、健康相談と再度の利用勧奨を実施。

【医療機関受診に繋げるためのフォロー(医療機関要受診対象者)】

- ・郵送と電話(栄養士)により、健康相談と医療機関の受診を勧奨。その後も医療機関未受診のかたに対し、電話(栄養士)により、健康相談と再度の受診勧奨を実施。
- ・再度の受診勧奨後も医療機関未受診のかたに対し、訪問(保健師)により、健康相談と受診再々勧奨を実施。

②基本健診後のフォロー(健診対象者:16~39歳のかたで学校や職場等で受診する機会がないかた等)

- ・「①特定健診後のフォロー」と同様(令和7年度はフォローなし)

街路樹の植替について

みどりまちづくり部 道路管理室

- ◆ 「箕面市街路樹マネジメント計画」に基づき、防災対策の一環として、令和8年度から交通量の多い路線の倒木のリスクのある樹種を、維持管理が軽減される樹種に植え替え、道路の安全確保と維持管理の効率化の両立を図ります。
- ◆ 中長期的には、街路樹の維持管理コストの縮減を図るとともに、剪定頻度の増加や美装剪定の実施により、安全で美しい街路樹景観の創出を目指します。

1 予算概要

◆道路・交通安全施設管理事業

【歳出】 街路樹管理委託料 98,681 千円

うち、街路樹の植替委託料 14,996 千円

2 事業概要

(1)街路樹マネジメント計画に基づく街路樹の植替

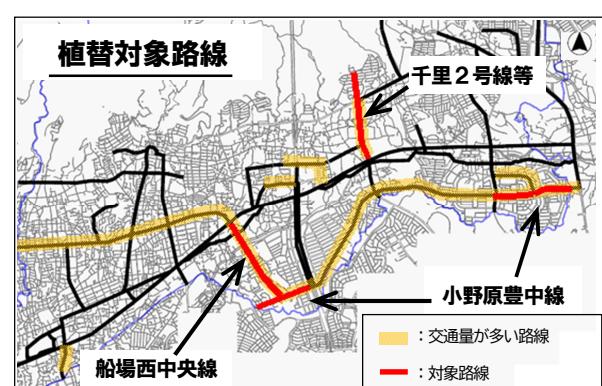
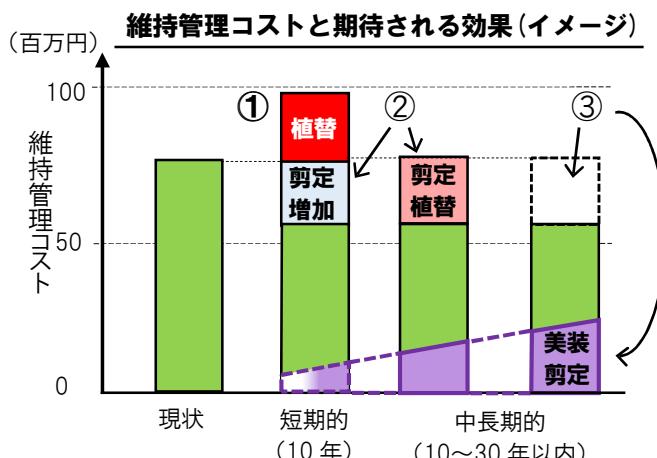
対象樹木	交通量の多い路線の倒木のリスクのある樹種(プラタナス・ユリノキ)
対象路線	市道千里2号線、市道船場西中央線、市道小野原豊中線等
植栽樹種(予定)	ムサシノケヤキ、ヒツバタゴ(ナンジャモンジャ)等
期間	令和8年度から令和17年度(10年間を予定)
全体事業費	150,000 千円 (15,000 千円/年 × 10 年間)

(2)令和8年度の街路樹植替計画

令和8年9月から市道千里2号線等の対象樹木40~50本の植替を予定

(3)街路樹植替により期待される効果

- ①危険木の植替による道路の安全確保
- ②維持管理が軽減される樹種への植替による維持管理の効率化
- ③維持管理コストの縮減と、その縮減分を活用した剪定頻度の増加や美装剪定の実施による、安全で美しい街路樹景観の創出



公共施設・街路灯のLED化について

みどりまちづくり部 営繕室・道路管理室

- ◆ 令和9年末をもって蛍光灯が生産終了となることから、蛍光灯を使用している公共施設(83施設)について、リース方式によりLED化を実施します。
- ◆ また、既に生産が終了したナトリウム灯を使用している街路灯(約1,200基)については、緊急自然災害防止対策事業債を活用してLED化を実施します。

1 予算概要

《公共施設》 所管: 営繕室

【債務負担行為】 公共施設管理事業 期間: R8～R19 総額: 1,102,620 千円(賃借料)

《街路灯》 所管: 道路管理室

【歳出】 街路灯LED化整備事業 (街路灯取替工事費) 440,918 千円

【歳入】 街路灯LED化整備事業債 (交付税措置 70%) 440,900 千円

2 LED化の手法比較

《公共施設》(83施設) : ①が②の1/2程度の負担となる

① リース(10年) 賃借料 11.0億円

② 取替工事の実施 実質市負担額 20.8億円 (取替工事費 27.4億円)

・脱炭素化推進事業債(交付税措置 30%)を想定

《街路灯》(約1,200基) : ②が①の1/4程度の負担となる

① リース(10年) 賃借料 5.4億円

② 取替工事の実施 実質市負担額 1.4億円 (取替工事費 4.4億円)

・緊急自然災害防止対策事業債(交付税措置 70%)を想定

※ 実質市負担額とは、市債の元利償還金に対する後年度の交付税措置額も考慮した場合の負担額です。

3 LED化による効果

・LED化により、全体で、10年で6億2千万円程度(公共施設:約5億円、街路灯:約1億2千万円)の電気料金等の削減を見込んでいます。

窓口閲覧システム整備事業について

みどりまちづくり部 審査指導室・道路管理室

- ◆ 現在、来庁者に対し、個別に情報を提供している建築計画概要書や道路の官民境界明示図等を、窓口に設置された端末で自由に閲覧することができる窓口閲覧システムを整備します。
- ◆ 来庁者が不動産調査等で庁内の関係窓口をまわることなく、端末から建築・道路関係等の情報を、まとめて自由に検索・閲覧・印刷することができるようになり、利用者のサービス向上のみならず、職員の業務負担の軽減も期待できます。

1 予算概要

(1) 窓口閲覧システム整備事業(審査指導)

【歳出】 委託料 83,504 千円 (システム使用料 3,111 千円(25か月分)を含む)

【歳入】 国交付金 41,752 千円 (地域未来交付金 1/2補助)

(2) 窓口閲覧システム整備事業(道路管理)

【歳出】 委託料 90,638 千円 (システム使用料 2,565 千円(25か月分)を含む)

【歳入】 国交付金 45,319 千円 (地域未来交付金 1/2補助)

2 事業概要

(1) 閲覧書類の電子化

- ・紙で保存されている建築計画概要書や道路の官民境界明示図等をスキャンし、個人情報のマスキング処理やGISデータ化などを行い、閲覧書類を電子化します。

(2) 窓口閲覧システムの整備

- ・来庁者が建築・道路関係等の情報を自由に検索・閲覧・印刷することができる窓口閲覧システムを整備します。
- ・市役所別館4階と5階に、計5台の端末を設置します。

窓口閲覧システムの整備イメージ



3 予定スケジュール

- ・令和8年5月～11月頃 : 閲覧書類の電子化
- ・令和8年5月～令和9年3月 : 窓口閲覧システムの整備、端末の設置
- ・令和9年3月 : 運用開始

林野火災対策用資機材整備事業について

消防本部 消防企画室

- ◆ 令和7年4月に箕面市森町で発生した林野火災では、山間部における資機材搬送の困難性や長時間活動への対応など、現行体制の課題が改めて見えてきました。
- ◆ これらの教訓を踏まえ、山間部での消火活動の機動性向上と早期鎮圧・鎮火体制の確立を目的として、林野火災対策用資機材及び小型資機材搬送車両を整備し、消防力の強化と隊員の安全対策の充実を図ります。

1 予算概要

【歳出】 林野火災対策用資機材整備事業 20,366 千円

【歳入】 国庫補助金(林業・木材産業循環成長対策交付金) 8,690 千円

2 当該林野火災で見えた活動課題

- (1)山間部及び山頂付近まで搬送可能な消火資機材の不足
- (2)機動性の高い資機材等搬送手段の不足
- (3)長時間活動における隊員の安全・負担軽減対策の必要性
- (4)早期の火災鎮圧・鎮火に向けた消防力の強化

3 整備資機材の概要

区分	整備資機材	数量
新規整備	可搬式小型送水装置	2台
	軽量自立式簡易水槽	2個
	消火用水のう充填装置	2台
	可搬式放水銃	1台
	小型資機材搬送車両(軽トラック消防車)	1台
	長時間活動対策 (熱中症対策用資機材)	2台
	製氷機	2台
	ワンタッチテント	1台
増強整備	クーラーボックス	2台
	熱画像直視装置	1台
	チェーンソー	25台
	消火用水のう	27個
	消防用ホース	100本
	消火用泡消火薬剤	7本
消火活動用消耗品(分岐管、スコップ他)		一式

大阪広域水道企業団との水道事業統合に伴う 企業団規約の変更について

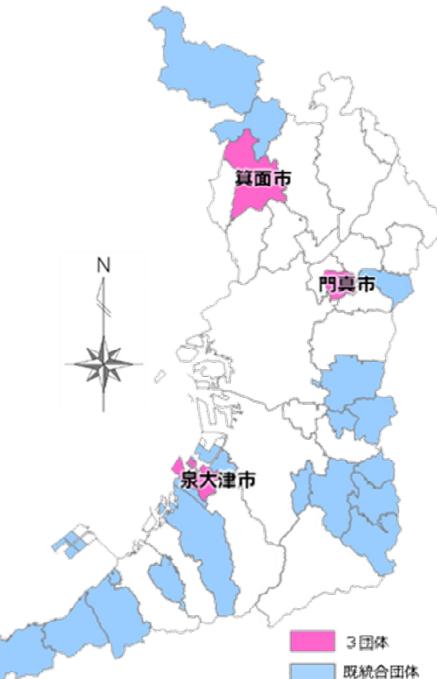
上下水道局 経営企画室

- ◆ 令和7年1月に、大阪広域水道企業団(以下「企業団」という。)と「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結し、企業団との統合検討協議を進めてきました。
- ◆ 企業団との統合により、今後の安定的な水道事業運営が実現できると判断し、企業団との統合の可否を決定していただく議案を提出するものです。
- ◆ 議案の内容は、統合する場合に必要となる大阪広域水道企業団規約(以下「規約」という。)に規定する企業団が共同処理する事務に、令和9年4月から3団体(箕面市、泉大津市、門真市)の水道事業を追加しようとするものです。

1 事業の概要

(1) 主な経過

- ・令和7年 1月 企業団と4団体(箕面市、泉大津市、羽曳野市、門真市)が覚書締結
- ・令和7年 11月 羽曳野市が統合見送り
- ・令和8年 1月 企業団首長会議で3団体の統合素案が承認



(2) 統合状況

- ・既統合団体は19団体
- ・今回統合を予定する3団体が加われば22団体となる。

(3) 統合案

- ・令和8年 1月の企業団首長会議で承認された統合案は、企業団と3団体が統合後の施設整備計画、経営シミュレーション、事業運営体制及びそれらに基づく統合の効果についてとりまとめたものです。
- ・統合した場合と統合しない場合の経営シミュレーションを行い、それぞれの結果を比較

し、統合の効果を定量的・定性的に評価しました。

・定量的メリットとしては、統合した場合に得られる国交付金約22億円を施設整備計画に基づく施設の統廃合や管路の老朽化対策事業等に充当でき、水道料金の値上げの抑制が可能となります。また、定性的メリットとしては、企業団からの技術的支援による技術力の強化や災害時の体制強化も図ることができます。

(4)規約の変更内容

・規約第3条「企業団の共同処理する事務」のうち、第2項「別表第2に掲げる地方公共団体に係る水道事業の経営に関する事務」における別表第2に3団体を追加します。

・地方自治法第286条第1項の規定により、共同処理する事務の変更や、規約変更等は関係地方公共団体の協議によることとなっているため、議案について、3月に3団体の議会で先行審議されます。

・3団体で可決された場合は、6月に府内の残り39団体の議会で審議を行い、42団体全ての可決をもって関係市町村での書面による協議を済ませ、大阪府に規約変更許可を申請し、許可が得られた後に令和9年4月1日に規約を施行(統合)します。

2 スケジュール

・令和8年3月	統合予定3団体が先行審議(今回)
・令和8年6月	3月の3団体の可決後、残り39団体の議会で審議
・令和8年8月初旬	全ての可決をもって42団体の書面による協議
・令和8年8月上旬	企業団から大阪府へ規約変更許可申請
・令和8年8月下旬	大阪府が規約変更許可

3 施行日

・施行日 令和9年4月1日

教頭事務支援員の全校配置について

子ども未来創造局 教育政策室

令和8年度から、教頭事務支援員の配置を全校へ拡大します。教頭が本来業務に専念できる環境を整え、学校の組織力強化と教員の指導力向上を図り、教育環境のさらなる充実を図ります。

1 予算概要

会計年度任用職員雇用事業(総務部人事室予算)

【歳出】 報酬等 総務部人事室予算において計上

【歳入】 府補助金 4,544 千円

2 事業概要

(1)事業目的

教職員の中でも多忙な教頭の定型事務を専門的に支援する人材を配置することで、校長の補佐や教員への指導・助言といった本来業務に専念できる体制を構築するもの。

- ①雇用形態：会計年度任用職員
- ②勤務時間：週あたり30時間以内で所属長の定める時間
- ③職務内容：タブレット端末・施設の管理、教職員の勤務管理、保護者や外部との連絡調整、その他必要とする事務支援全般

(2)配置方針

令和6年度から10校で先行配置した学校現場において、教頭による教員との協議時間の拡充や授業内容への助言・継続的な支援により、授業改善や学級の学習環境の向上といった具体的な成果が確認され、学校運営の質の向上につながっています。

これを受け、令和8年度は全校(22校)へ配置を拡大します。全校体制での支援を通じて、学校の組織力強化と教員の指導力向上を図り、教育環境のさらなる充実を図ります。

水泳指導業務委託事業について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 令和4年度、北小学校にて試行実施した民間プール活用モデル事業について、令和5年度は4校、令和6年度は5校、令和7年度は、移動方法の検証として箕面グリーンロードを通過するとどろみの森学園(小学校)、徒歩で移動する西南小学校を加えた7校で拡大実施しました。
- ◆ 実施後のアンケートでは、子どもたちからは「上手に泳げるようになった」「泳ぐことに自信がついた」、教員からは「暑さなどの天候に左右されず計画的に水泳授業の実施ができた」、保護者からは「専門インストラクターによる指導で子どもの泳力が伸びている、今後も継続してほしい」との意見が多く、教育的効果が高い結果となりました。
- ◆ 令和8年度からは、市民温水プールの開業もふまえて、全小学生を対象に全校展開します。

1 予算概要

水泳指導業務委託事業

【歳出】 委託料 106,328 千円

2 事業概要

①実施先(予定)

・新設市民温水プール

箕面小学校、西小学校、東小学校、萱野東小学校、中小学校、豊川南小学校、
萱野北小学校、彩都の丘学園、とどろみの森学園

・民間プール

西南小学校、南小学校、萱野小学校、北小学校、豊川北小学校

②利用期間:令和8年6月～令和9年3月

③水泳指導回数:各学年6回/年1回あたり50分間の水泳指導

④移動方法:スイミングスクールバス等

3 スケジュール

令和8年5月 事業者と契約

令和8年6月 民間委託による水泳授業開始

AI 英語学習教材の導入について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 本市では、「世界で活躍できる人材育成」をめざし、外国語指導助手(ALT)を各校、複数配置し、毎日、英語教育を実施する等の学習環境を整えてきた結果、全国でも高い英語力を維持することができています。
- ◆ 英語で自分の考えを伝える力、書く力や話す力をさらに身につけていくこと、近年、AI等の最新技術によりICT環境が急速に変化していることから、これまでに培ってきた英語教育のノウハウにAI英語学習教材をかけ合わせることでハイブリッド英語教育モデル「箕面メソッド」を推進していきます。
- ◆ 児童生徒一人一台タブレット端末に「AI英語学習教材」を導入することで、AIと1対1での会話練習等が可能となり、児童生徒が自分のペースで適切なレベルで練習しフィードバックを受ける個別最適な学習が可能となります。また、タブレット端末を毎日、持ち帰り家庭学習等でも活用することで、英語学習時間の増加を図ります。
- ◆ 令和8年度は、小学6年生、中学2・3年生(8・9年生)で実施し効果検証を行います。

1 予算概要

英語教育強化事業(委託料の内訳として)

【歳出】 委託料 11,945千円

2 事業概要

- ①実施校:全小中学校・小中一貫校
- ②対象学年:小学6年生、中学2・3年生(8・9年生)
- ③利用期間:令和8年4月～令和9年3月
- ④主な活用:グローバルタイム、通常英語授業・英語コミュニケーション科、家庭学習など

3 スケジュール

令和8年4月 事業者と契約

令和8年5月 AI英語学習教材の導入開始

萱野東小学校のプール解体等工事 設計委託について

子ども未来創造局 学校施設管理室

市営プール新設に利用した公共施設等適正管理推進事業債の要件である小学校プールの集約化のために解体する学校として、既に着手している箕面小学校のほかに、今後、萱野東小学校の児童数が増加した場合の対応力を確保するため、同校のプール解体及び防火水槽設置工事の設計委託を実施します。

1 予算概要

小学校施設維持管理事業

【歳出】 委託料 10,890 千円(萱野東小プール解体等設計委託)

※工事費は、設計委託後、必要額を補正予算要求します。

2 萱野東小学校のプールを解体する理由

- ・市営プール新設に利用した公共施設等適正管理推進事業債の要件である小学校プールの集約化のために解体する必要があるため。
- ・今後、萱野東小学校の児童数が増加した場合の対応力を確保するため。

3 今後のスケジュール

令和 8 年度					令和 9 年度
1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	
【設計委託】					
入札	設計委託				
●	●	→			
【工事】					
補正予算	入札	工事			
●	●	●	→		

みのお地域クラブ活動推進に伴う条例改正 及びグラウンド照明設備について

子ども未来創造局 学校施設管理室・児童生徒指導室

- ◆ みのお地域クラブが学校施設を使用できるようにする等のため、「市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例」を改正します。
- ◆ みのお地域クラブが夜間に市立中学校・小中一貫校グラウンドで安全かつ円滑に活動できるよう、必要な照明設備(投光器)及びコードリールを各校に配備します。

1 条例改正の概要

(1)改正内容

みのお地域クラブが使用する場合の営利目的使用の例外許可

みのお地域クラブは、営利、非営利を問わず認定されるため、市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の営利を目的とした利用を許可しない規定に、営利を目的とするみのお地域クラブが使用する場合の例外規定を追加し、併せて文言整理します。

(2)施行日

公布の日から

2 みのお地域クラブ活動推進に関わる予算

(1)予算概要

部活動地域展開事業

【歳出】 備品購入費 4,731 千円(グラウンド照明設備整備)

(2)購入備品の内訳

①投光器: (1台)176,000円 各校3台×8校=24台 計 4,224千円

②コードリール: (1本) 21,120円 各校3本×8校=24本 計 507千円

※備品は各校に配備し、みのお地域クラブ活動の際に使用します。

(3)その他の予算

①みのお地域クラブ創設支援補助金(団体に対する支援) 42,020千円

②みのお地域クラブ参加促進補助金(会費に対する支援) 74,400千円

※令和7年度債務負担行為の現年度化

学校給食費の無償化について

子ども未来創造局 学校給食室・学校生活支援室

- ◆ 市立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費について、学校給食にかかる家庭の経済的負担を軽減するため、令和8年度から無償化します。
- ◆ 無償化後も給食の質を維持するため、改定方針[※]に基づき物価の変動に合わせて学校給食費を改定します。(※改定方針については〈参考〉をご参照ください。)

1 予算概要

学校給食運営事業(学校給食費関連予算のみ抜粋)

【歳出】 賄材料費	950,813 千円
学校給食弁当代替者補助金	287 千円
【歳入】 国交付金(給食費負担軽減交付金)	238,495 千円 (小学生)
府交付金(給食費負担軽減交付金)	238,495 千円 (小学生)
実費弁償金(学校給食費収入)ほか	109,779 千円 (教職員等)

2 学校給食費の無償化

(1)国による「給食費負担軽減交付金」の概要

- ・公立小学校の児童1人あたり月5,200円を保護者の所得にかかわらず一律支援する。
- ・生活保護受給世帯の児童については、現行制度を適用する。
- ・非喫食者(給食を食べない児童)の取り扱いは、学校設置者の判断に委ねる。

(2)本市における学校給食費の無償化について

- ・市立小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費を、保護者の所得にかかわらず一律に無償化します。
- ・小学生は国の交付金を活用し、超過分を市が負担します。中学生は全額市が負担します。ただし、生活保護受給世帯の児童生徒、支援教育就学奨励費受給世帯の生徒については、現行制度を引き続き適用することで実質無償化します。(「財源の負担状況」参照)
- ・無償化後も改定方針に基づき、物価の変動に合わせて学校給食費を改定します。
- ・食物アレルギー、疾病、宗教の理由により、1年間全ての給食を食べない児童生徒に対し、給食費相当額を補助金として交付します。

・就学援助制度は、情報システム標準化に伴い、現在「生活保護基準の1.0倍以内」と「1.0倍を超える1.2倍以内」の2段階としている所得認定基準を、令和8年度からは「生活保護基準の1.2倍以内」のみに見直します。なお、給食費無償化により就学援助制度における給食費の給付はありません。

〈財源の負担状況〉

世帯の状況		財源の負担状況			
	生活保護	市費1/4	国費3/4(教育扶助費)		
小学生	支援教育就学奨励費	市費 *交付金 超過分	府費(給食費負担軽減交付金) 児童1人月5,200円×1/2	国費(給食費負担軽減交付金) 児童1人月5,200円×1/2	
	その他				
中学生	生活保護	市費1/4	国費3/4(教育扶助費)		
	支援教育就学奨励費		市費3/4	国費1/4(支援教育就学奨励費)	
	その他		市費		

3 令和8年度の学校給食費

(単位:円)

	小学生			中学生
	低学年	中学年	高学年	
現在の1食単価	286	295	301	365
R8年度の1食単価	320	333	342	413
差額	34	38	41	48

4 今後のスケジュール

令和8年3月(議決後) 学校及び保護者へ通知

4月 「学校給食だより」で再度周知

〈参考〉学校給食費改定方針

- ①毎年度、前回改定時に基準とした食料の消費者物価指数(以下「物価指数」という)と、1月の時点
で発表されている前々年12月～前年11月の1年間の平均物価指数を比較し、変動率が1%以上
となる場合に改定します。
- ②改定額は、「1月時点の主食代」と「1月時点の牛乳代と副食代に、上記の変動率分を加減した額」
の合計で算出します。

東部地域の子育て支援センターの開設について

子ども未来創造局 子育て支援室

- ◆ 就園前の親子が気軽に集い、子育てに関する相談や支援を受けられる場として、西部・中部地域に子育て支援センターを計3か所設置してきましたが、東部地域の支援を充実するため、同地域にも開設します。
- ◆ 令和8年10月の開設を目指し、小野原多世代地域交流センター内に子育て支援センターを整備し、委託により運営します。
- ◆ 引き続き各地域で「出張子育てひろば」も開催し、市内全域で誰もが安心して子育てできる環境づくりを推進します。

1 予算概要

地域子育て支援センター運営事業	5,605 千円
【歳出】 うち東部地域の子育て支援センターに係る歳出	
・需用費(消耗品・施設修繕)	1,899 千円
・委託料(運営委託)	2,322 千円
・備品購入費(庁用器具費)	159 千円
計	4,380 千円
【歳入】 国庫交付金(重層的支援体制整備事業交付金) 9,435 千円(1/3補助)	
府交付金(重層的支援体制整備事業交付金)	9,435 千円(1/3補助)
※交付金歳入には人件費(総務部人事室所管)も含む。	

2 東部地域の子育て支援センターについて

開設場所	小野原多世代地域交流センター内(小野原東6丁目15-46)
開設日	週4日(月・水・金・土)
運営方法	委託により運営(子育て支援の事業実績がある事業者を想定)
対象者	主として就園前の子どもとその保護者
事業内容	・子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講習等の実施
整備スケジュール	・4月～6月 事業者募集、選定 ・6月～7月 プレイルーム修繕 ・8月～9月 開設準備 ・10月 運営開始

箕面市立幼保連携型認定こども園条例の改正 及び認定こども園整備事業について

子ども未来創造局 保育幼稚園総務室

- ◆ 公立幼稚園・保育所の再編に伴い「箕面市立幼保連携型認定こども園条例」を改正します。
- ◆ 令和9年4月のせいなんこども園の開園に向け、現市立桜ヶ丘保育所施設の改修や「園務支援・登降園管理システム」の導入、備品等の調達を行います。

1 条例改正の概要

箕面市立せいなんこども園と箕面市立とよかわこども園の設置場所を変更するとともに、箕面市立とよかわこども園にかかる規定の施行日を令和10年4月1日とします。
また、その他、関係規定の整備を行います。

		改正前	改正後
せいなん こども園	設置場所	瀬川3丁目2番3号	桜ヶ丘3丁目12番5号
とよかわ こども園	設置場所	小野原東4丁目27番43号	栗生外院5丁目2番1号
	開園時期	令和9年4月1日	令和10年4月1日

【参考:公立幼稚園・保育所再編の見直し】

せいなんこども園・とよかわこども園は、対象年齢を3~5歳児から0~5歳児に拡大し、活用する施設を幼稚園施設から保育所施設に変更します。

また、とよかわこども園のみ開園時期を令和9年4月から令和10年4月に変更します。(せいなんこども園の開園時期は、当初の計画どおりの令和9年4月)

2 予算概要

市立桜ヶ丘保育所は、かつての民営化または廃止の方針により、施設使用の方向性が決まっていなかつたため、必要最小限の修繕のみを実施してきました。

今回、幼保連携型認定こども園として新たにスタートすることになったことから、トイレや壁の改修・修繕など、保育環境改善に向けた工事を行うとともに、園務支援・登降園管理システムを導入します。

認定こども園整備事業(臨時)

【歳出】 需用費(修繕料等)・委託料・備品購入費 25,698 千円

【歳入】 就学前教育・保育施設整備交付金 2,194 千円

※その他、地域未来交付金(デジタル実装型)も活用します。

箕面市子ども・子育て支援条例の改正について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

- ◆ 子ども・子育て支援法第54条の3の規定に基づき、来年度から実施する「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)の運営基準を定めるため、「箕面市子ども・子育て支援条例」を改正します。
- ◆ 新たに条例に定める基準等は、「乳児等通園支援事業の運営に関する基準」(令和7年内閣府令第95号)に準拠します。

1 条例改正の概要

本市において、乳児等通園支援事業を実施するにあたり、令和7年12月に、実施施設が備えるべき設備や職員の配置等に関する基準を新たに規定するため、「箕面市子ども・子育て支援条例」を改正しました。

このたび、国から示された「乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、実施施設における利用定員や、事業の最初の利用前に実施事業者が保護者に対して行う面談をはじめとした事業の運営に関する基準を、新たに規定します。

2 施行日

令和8年4月1日

3 「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)の概要

乳児等通園支援事業は、子どもの成長の観点から、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としています。

生後6ヶ月から満3歳未満の子どもを対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労等の保育要件を問わず、保育所等に通園できる仕組みとして創設され、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、令和8年度から全国で実施される制度です。

4 今後の予定

令和8年度は、牧落幼稚園と、ひじりひがし幼稚園の2園で事業を開始しますが、両施設とも4月は新規入園児への対応を優先するため、5月からの開始を予定しています。

なお、利用形態は隨時予約する「柔軟利用」と、通年で利用する「定期利用」の2種類があり、2園とも「定期利用」として実施する予定です。

利用者の給付認定については、すでにLoGoフォームで申請の受付を開始しており、3月初旬から認定を行う予定です。認定後は、利用者が、国による「こども誰でも通園制度総合支援システム」上で、乳児等支援支給認定証を確認できるようになります。

妊娠の RS ウイルスワクチンの定期接種化について

子ども未来創造局 子どもすこやか室

- ◆ 国において、母子免疫による新生児・乳児の RS ウイルス感染予防のため、令和8年4月から、妊娠への RS ウイルスワクチンを予防接種法に基づく定期接種に位置づける方針が示されました。
- ◆ 本市では、国の方針に基づき、令和8年4月から、妊娠28週から37週に至るまでの妊娠のかたを対象に、RS ウイルスワクチンの定期接種を開始します。

1 予算概要

予防接種事業(妊娠への RS ウイルスワクチン定期接種にかかる予算)

【歳出】	・需用費(印刷製本費)	206 千円
	・役務費(通信運搬費)	38 千円
	・委託料	15,564 千円
	・分担金及び負担金(他市予防接種費負担金)	6,998 千円
計		22,806 千円

【歳入】 分担金及び負担金(他市予防接種費負担金) 6,997 千円

2 定期接種の概要

(1)定期接種の対象者

- ・妊娠28週から37週に至るまでの妊娠

(2)ワクチンの内容等

内 容	RS ウイルスワクチンを筋肉内注射
回 数	1回(妊娠28週から37週に至るまでの間)
接種場所	かかりつけの産科・婦人科等の医療機関(市内、市外)
費 用	無料(自己負担無し)
対象者への周知	<p>【令和8年4月以降に妊娠届を提出するかた】</p> <ul style="list-style-type: none">・妊娠届出時に、市役所の子どもすこやか室窓口で予診票を手交 <p>【令和8年4月までに妊娠届を提出済のかた】</p> <ul style="list-style-type: none">・予診票を個別に送付 <p>【対象者全員】</p> <ul style="list-style-type: none">・市ホームページ、広報紙、子育て応援アプリによる周知

箕面市生涯学習審議会条例の改正について

子ども未来創造局 文化国際室

- ◆ これまで箕面市生涯学習審議会と箕面市社会教育委員会議では、生涯学習施策に関する意見交換のほか、生涯学習指針の策定及び改訂などの議論を行ってきました。
- ◆ しかし、概念上、社会教育は生涯学習の一部に含まれることや、市長部局へ生涯学習部門が移管することから、両者を一体化し、生涯学習施策のより一層の推進や事務の効率化を図ります。
- ◆ このため、「箕面市生涯学習審議会条例」を改正し、社会教育委員の役割を生涯学習審議会に統合し、併せて「箕面市社会教育委員に関する条例」を廃止します。

1 条例改正の概要

- ・生涯学習部門が市長部局に移管することから、生涯学習審議会は市長の附属機関になりますが、これまでどおり教育委員会からの諮問に対する答申や生涯学習の振興に関して教育委員会に意見を申し出ができるよう文言を追加します。
- ・社会教育法第13条で規定される社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合に調査・審議するほか、社会教育に関する諸計画の立案について教育委員会の諮問に応じ、意見を述べられるようにします。（社会教育委員の権能の一部追加）
- ・両附属機関の統合にあたり、重複する選出母体から推薦する委員を統合させ委員数を14名以内とし、市長が任命する際には、政治的中立性・公平性を担保するためあらかじめ教育委員会の意見を聞くようにします。

2 廃止する社会教育委員について

- ・現在、社会教育委員は、社会教育法及び箕面市社会教育委員に関する条例に基づき、教育委員会が学校教育関係者、社会教育関係者など10名の委員を委嘱しています。（法定必置ではない。）
- ・主な活動内容は、社会教育委員会議を通じて、生涯学習指針の策定、生涯学習に関する施策について、意見・助言を行っていますが、生涯学習審議会が社会教育を含む幅広い分野を扱っていることから、近年は社会教育委員会議と生涯学習審議会を同時開催しています。

3 施行日

令和8年4月1日

船場におけるアート×まちづくり事業について

子ども未来創造局 文化国際室

- ◆ 「文化・芸術のまち箕面」のブランド力をさらに高めていくため、企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、船場において「アート・地域・まちづくり」のつながりを深める取り組みを実践します。
- ◆ 箕面・船場を地域モデルとした「アート×まちづくり」をテーマにシンポジウムを開催し、いかにして箕面市をアートのまちへ育てるかについて意見交換を行います。
- ◆ 箕面船場阪大前駅周辺に、大阪・関西万博の会場に展示されていたパブリックアート作品を移設展示し、多くの市民が世界的に著名なアート作品に触れ、アートを肌で感じられる空間を創出します。

1 予算概要

船場におけるアート×まちづくり事業

【歳出】	委託料 シンポジウム実施委託	10,000 千円
	備品購入費 アート作品購入設置	10,000 千円
【歳入】	まち・ひと・しごと創生基金繰入金	20,000 千円

2 事業概要

(1)シンポジウムの開催

- ・東京建物 Brillia Hall 箕面・大ホールを使用し、「アート×まちづくり」をテーマに、船場におけるアートとの親和性についてのシンポジウムを開催します。
- ・パネリストには第一線で活躍するアーティストや専門家、学識経験者等を招き、芸術・デザイン・環境・都市計画などを横断し、文化が都市や暮らしの骨格となる新しい箕面市の未来像についてディスカッションを行います。

(2)パブリックアート作品の購入設置

- ・箕面船場阪大前駅周辺を、アートと市民をつなぐ空間に位置づけ、駅前周辺にパブリックアートを設置します。大阪・関西万博に展示されていた著名なアーティストのパブリックアート作品を設置することで、多くの市民が世界的に著名なアート作品に触れ、アートを肌で感じられる空間を創出します。

第一市民プールリニューアル検討事業について

子ども未来創造局 保健スポーツ室

- ◆ 箕面市立第一総合運動場市民プールは、竣工から60年以上が経過し老朽化が進んでいることから、今後も営業を続けていくためには、施設の全面的な改修・更新が喫緊の課題となっています。
- ◆ 一方で、全国的にも公営屋外プールは老朽化や近年の猛暑、運営赤字などの課題から、自治体による運営廃止が進んでおり、本市としてもリニューアルの方向性について慎重な検討が求められています。
- ◆ こうした状況を踏まえ、第一種低層住居専用地域という土地の制約や周辺環境・道路事情にも配慮しながら、幅広い事例調査や利用者ニーズの把握、運営事業者へのヒアリングなどを通じて、地域住民に長く親しまれるプールのリニューアル案を検討します。

1 予算概要

第一市民プールリニューアル検討事業

【歳出】 委託料 11,660 千円

2 事業概要

(1)委託業務内容

①利用者ニーズ調査

実際の利用者から幅広くご意見をお聞きし、求められる機能や期待を明確化します。

②屋外プール運営事業者へのヒアリング

利用者ニーズを踏まえた魅力のあるプール案について、運営事業者から運営費の概算等を聴取します。

③調査・ヒアリング結果をもとに、最適なプールリニューアル案を提案します。

(2)委託期間(予定)

・令和8年4月から令和8年12月まで

第一市民野球場及び第二多目的グラウンド 改修工事に係る設計委託について

子ども未来創造局 保健スポーツ室

- ◆ 老朽化に伴う水はけの悪さや地面の凹凸について、多くの利用者から改善要望の声が強く寄せられている第一総合運動場市民野球場(竣工後62年)及び第二総合運動場市民多目的グラウンド(竣工後47年)について、改修工事を実施します。
- ◆ 令和8年度は設計を実施し、令和9年度に両施設の改修工事を行う予定です。

1 予算概要

【歳出】 総合運動場施設管理運営事業(臨時) (実施設計委託) 2,923 千円

【歳入】 総合運動場施設改修事業債(交付税措置 30%) 2,600 千円

2 各施設の課題と対応方法

(1)第一市民野球場

課題	対応方法	概算改修金額
<ul style="list-style-type: none">・土層が薄く、碎石層から小石が出てきています。・雨水による水道が多く、凸凹が生じています。	<ul style="list-style-type: none">・内野部全体をメインに表層土の搔き起こし及び黒土の補充を行い、表層の不陸及び水道を解消します。	約 14,000 千円

(2)第二多目的グラウンド

課題	対応方法	概算改修金額
<ul style="list-style-type: none">・水はけが悪く雨に弱いほか、大きな凹凸があります。・現在の側溝は土で埋まっているほか、側溝に向かって勾配が取れておらず、さらに側溝が植樹の外側にあり、改修には植樹の排除が必要です。	<ul style="list-style-type: none">・新たな側溝を植樹より内側に整備します。・新たな側溝に向かって勾配がつくよう、真砂土の補充、転圧、不陸整正を行います。	約 100,000 千円

※各対応方法及び概算改修金額は、設計内容により変更の可能性があります。

中央図書館・東図書館の自習室の 夜間開室時間の延長について

子ども未来創造局 中央図書館

- ◆ 中央図書館と東図書館の自習室の夜間開室時間の延長を通年で実施します。
- ◆ 中央図書館の自習室について、令和7年の学校の夏休みの一部期間(8月1日～8月24日)、21時までの時間延長を試行実施したところ、大変好評でした。
- ◆ この試行結果を踏まえ、自習室の夜間開室時間の延長を通年で実施し、学習の場の充実を図ります。

1 予算概要

自習室拡充事業

【歳出】 委託料 3,562 千円

2 事業概要

(1)夜間の開室時間延長の内容について

変更前

	水・金(東図書館は木曜日)	他の日(休館日を除く)
中央図書館	19時まで	17時まで
東図書館	19時まで	17時まで



変更後

	全ての曜日(休館日を除く)
中央図書館	21時まで(中学生は20時まで)
東図書館	20時まで

* 時間延長にあたっては、シルバー人材センターへ業務委託し、中央図書館においては、中学生は20時には帰宅するよう掲示するとともに、シルバー人材センターのスタッフが利用者へ声かけを行います。

(2)令和7年8月の試行結果について

・試行の21日間において、日中を含めた自習室の利用者791人のうち、495人が夜間の時間帯も利用しました。土日は平日よりニーズが高く、また、中高生の自主学習利用だけでなく、一般の方の資格試験の勉強などに多く利用されていることがわかりました。